

- ・東京都が費用を負担する修繕 → 「東京都負担」
- ・みなさんに費用を負担していただく修繕 → 「みなさん負担」

※費用区分が「東京都負担」である場合でも、みなさんの責任による破損等の修繕費用は「みなさん負担」となります。

- 下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。
- 住戸のタイプにより、設置されている設備内容が異なる場合があります。
- 図示にない設備の負担区分はお問い合わせください。

★みなさんが設置した風呂釜・浴槽・給湯器の修繕は「みなさん負担」です

手すり 17 ・最初から設置及び高齢、身障者住宅設備改善で都が設置した手摺の脱落、ぐらつき = 東京都負担	シャワー 11 ・シャワー、ヘッド、ホースが破損した、水が漏れる = みなさん負担	水栓 12 ・水栓の水が止まらない、コマパッキンの取替、本体が破損した、水が漏れる = みなさん負担
	照明器具 15 ・照明カバーが破損した、球切れ = みなさん負担 ・本体が腐食破損・漏電した = 東京都負担	目皿 10 ・目皿が破損した = みなさん負担 ・排水のつまり = みなさん負担
	壁・天井 8 ・壁、天井の塗装がはがれたので塗り直したい = みなさん負担 ・壁、天井の結露によるカビの清掃、補修したい = みなさん負担 ・モルタル等が脱落した = 東京都負担	床 9 ・床の塗装がはがれた = みなさん負担 ・床の大きな穴、破損した = 東京都負担 ・床のヒビ割れ・破損による上階からの漏水 = 東京都負担 (上階床の防水工事を行う必要がある場合は、上階の方はご協力をお願いします。)
	浴室戸 16 ・浴室戸の本体不良、かまちの腐食破損した = 東京都負担 ・ノブなどの付属金物が破損した = みなさん負担 ・パネルのひび割れ、破損した = みなさん負担	
	給湯器、風呂リモコン 14 ・風呂リモコン不良、点火不良、お湯にならない、エラー表示がでる = 東京都負担 ・リモコンカバーの破損した = みなさん負担	
ゴム栓 13 ・ゴム栓の鎖が切れた、ゴムが破損した = みなさん負担		

窓 6 ・窓ガラスが割れた、締まりハンドルが故障した = みなさん負担 ・窓の開閉不良 = 東京都負担		浴室換気扇 7 ・回らない等の作動不良 = 東京都負担 ・清掃、タイマースイッチが故障した、破損した = みなさん負担
ガス管・ガスラン、給水管 3 4 ・ガス管が腐食した、がたつき = 東京都負担 ・ガス栓の不良、取替したい = みなさん負担 ・給水管が腐食し水が漏れる、がたつき = 東京都負担		排水管 5 ・排水管が腐食した、水が漏れる = 東京都負担 ・排水管のつまり、清掃 = みなさん負担
浴槽 1 ・浴槽、水アカなどによる汚れの清掃 = みなさん負担 ・腐食により穴があき破損した = 東京都負担		風呂釜 2 ・風呂釜の点火不良、水が漏れる = 東京都負担 ・つまみ等部品が破損した、紛失した = みなさん負担 ・シャワー、ヘッド、ホースが破損した、水が漏れる = みなさん負担